消費税相当額補償の要否判定フロー

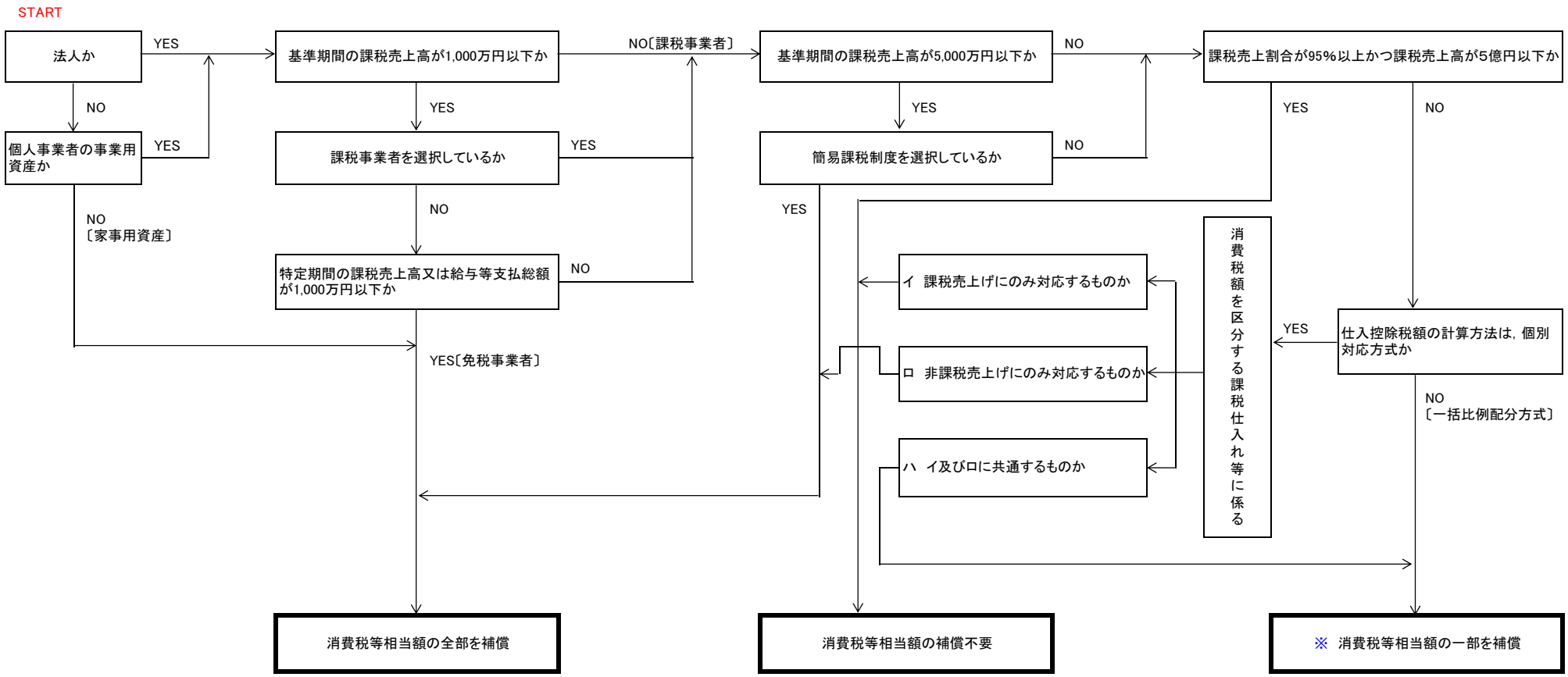

※ 消費税等相当額とは，消費税及び地方消費税相当額をいう。

<u>※ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書きで記入すること。</u>

補助事業の事業主体が，補助事業を実施する過程において消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れを行うときには，仕入先に対して消費税相当額を含む支払いを行うこととなるが，一定の要件のもとで事業主体が確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として，税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。
この場合，事業者は，補助対象経費において，仕入れに係る消費税相当額を実質的に負担していないことになり，当該仕入控除税額は補助対象とならない。